

○他市の自治基本条例等における人権尊重及び男女共同参画に係る項目について

No	自治体名 条例名 施行年月日	男女共同 参画に関 する条例	人権尊重に係る項目	性別に関 する記述	男女共同参画に係る項目
1	美唄市 美唄市まちづくり基本 条例 H19.9.1	なし (計画あり)	(人権の尊重) 第4条 わたしたち市民は、性別年齢にかかわらず、市民一人ひとりの人権を尊重します。 2 <u>市民、市議会及び執行機関は、男女が平等に参画できる社会の実現に努めます。</u> 3 市民、市議会及び執行機関は、子どもが安全で健やかに育ち、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加できるよう努めます。	男女共同 参画社会 の実現に 関する記 述あり	
2	豊島区 豊島区自治の推進に関 する基本条例 H18.4.1	あり	(基本原則) 第4条 区民及び区は、前条の基本理念を実現するため、次に掲げる原則を自治の基本原則とし、それぞれ次に定めることを内容とするものとする。 (1)～(3) 略 (4) 多様性尊重の原則 年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況等の違いに配慮するとともに、多様な区民の個性を尊重すること。	人権尊重 に係る規 定に「性 別」の例 示あり	
3	名張市 名張市自治基本条例 H18.1.1	あり	(自治の原則) 第3条 市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。 (1) 国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに活かされること。 (2)及び(3) 略	人権尊重 に係る規 定に「性 別」の例 示あり	
4	岸和田市 岸和田市自治基本条例 H17.4.1	なし (審議会 規則あり)	(基本原則) 第3条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本原則とする。 (1) 市民、事業者及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること。 (2)～(5) 略	なし	
5	川崎市 川崎市自治基本条例 H17.4.1	あり	(基本理念) 第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。 (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。 (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。 (3) 略 (市民の責務) 第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。 (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。 (2)～(4) 略	なし	
6	大和市 大和市自治基本条例 H17.4.1	なし (計画あり)	(市民の権利) 第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。 2～4 略 (市民の責務) 第10条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。 2及び3 略	なし	

No	自治体名 条例名 施行年月日	男女共同 参画に関 する条例	人権に関する項目	性別に関 する記述	男女共同参画に関する項目
7	伊賀市 伊賀市自治基本条例 H16.12.24	あり			<p>※（まちづくりに参加する権利）</p> <p>第12条 私たち市民は、まちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。</p> <p>2 この権利は、市民にとって基本的な権利であり、市民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加することができる。</p> <p>（まちづくりの参加における市の責務）</p> <p>第14条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。</p> <p>2 略</p>
8	多摩市 多摩市自治基本条例 H16.8.1	なし （計画あり）	<p>（基本原則）</p> <p>第4条 私たちのまちの自治は、市民の意思に基づき、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければならない。</p> <p>(1) 性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分に発揮されること。</p> <p>(2) 及び (3) 略</p>	人権尊重に係る規定に「性別」の例示あり	
9	柏崎市 新潟県柏崎市市民参加のまちづくり条例 H15.10.1	あり	<p>（まちづくりの目標）</p> <p>第6条 市民と市は、まちづくりの基本理念に基づき、それぞれに協働し、次に掲げるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(1) すべての市民の人権が尊重され、地域社会が連携できるまちづくり</p> <p>(2) ～ (7) 略</p> <p>2 略</p>	なし	
10	清瀬市 清瀬市まちづくり条例 H15.4.1	あり	<p>（地方自治及び基本的人権の尊重）</p> <p>第5条 この条例は、地方自治の本旨及び市民の基本的人権を尊重し、適切に運用されなければならない。</p>	なし	<p>（男女共同参画）</p> <p>第3条 まちづくりへの市民参画は、両性の平等を基本とし、男女が共同で参画することを原則とする。</p>
11	羽咋市 羽咋市まちづくり条例 H15.4.1	あり			<p>※（市民の権利と責務）</p> <p>第9条 市民は、行政情報を知る権利を有し、常にまちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 前項における権利は、性別、年齢、心身の状況等に関わらず平等である。</p> <p>3 略</p>

表中の※は、男女共同参画という項目は持たないが、参加・参画に関わる項目に「性別」等に関わらずに平等と明記しているもの。

（参考）調査対象とした他市のうち該当項目がなかったもの

飯田市、岡谷市、加賀市、岐阜市、札幌市、善通寺市、宝塚市、多治見市、東海市、苫小牧市、豊田市、平塚市、富士見市、米原市、三鷹市、箕面市、稚内市